



三重県公報

平成29年9月22日（金）

第 2940 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
657	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	2
658	同件	(同)	2
659	同件	(同)	2
660	水防法の規定による洪水浸水想定区域等の指定	(河 川 課)	3
661	同件	(同)	3
選 管 告 示			
72	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(選 挙 管 理 委 員 会)	3
73	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	4
公 安 委 告 示			
116	警備員検定合格者審査の実施	(公 安 委 員 会)	4
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7

告 示

三重県告示第 657 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 9 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松阪市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 658 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 9 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥羽市・度会郡南伊勢町・度会町・大紀町（以上 1 市 3 町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
度会郡度会町・大紀町（以上 2 町について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、鳥羽市役所、南伊勢町役場、度会町役場及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 659 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣か

ら次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 9 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
度会郡南伊勢町・度会町・大紀町（以上 3 町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、南伊勢町役場、度会町役場及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 660 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、三滝川水系三滝川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 9 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 661 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、海蔵川水系海蔵川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 9 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 72 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して

得た数を次のとおり告示します。

平成 29 年三重県選挙管理委員会告示第 56 号は、廃止します。

平成 29 年 9 月 22 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

50 分の 1 の数 30,256

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 289,097

三重県選挙管理委員会告示第 73 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

平成 29 年三重県選挙管理委員会告示第 57 号は、廃止します。

平成 29 年 9 月 22 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	77,052
四 日 市 市	84,928
伊 勢 市	36,117
松 阪 市	45,496
桑名市・桑名郡	40,509
鈴 鹿 市	53,460
名 張 市	22,313
尾鷲市・北牟婁郡	10,251
亀 山 市	13,240
鳥 羽 市	5,631
熊野市・南牟婁郡	10,803
いなべ市・員弁郡	19,417
志 摩 市	15,097
伊 賀 市	25,373
三 重 郡	17,906
多 気 郡	13,355
度 会 郡	13,315

公安委告示

三重県公安委員会告示第 116 号

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条の規定により公安委員会が行う審査（以下「検定合格者審査」といいます。）を次のとおり実施します。

平成 29 年 9 月 22 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

1 実施期日等

(1) 実施期日

検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級	審査日時	審査定員
空港保安警備業務 1 級		
空港保安警備業務 2 級		
施設警備業務 1 級		

施設警備業務 2 級	平成 29 年 11 月 1 日（水）午前 9 時 10 分から正午まで	各 10 人
交通誘導警備業務 1 級		
交通誘導警備業務 2 級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級		
貴重品運搬警備業務 1 級		
貴重品運搬警備業務 2 級		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

(3) 審査当日の受付時間

午前 9 時から午前 9 時 10 分まで

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級	対象者
空港保安警備業務 1 級	警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）附則第 3 条第 1 号の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」といいます。）第 1 条第 1 項に規定する検定（以下「旧検定」といいます。）の空港保安警備 1 級に合格した者
空港保安警備業務 2 級	旧検定の空港保安警備 1 級又は 2 級に合格した者
施設警備業務 1 級	旧検定の常駐警備 1 級に合格した者
施設警備業務 2 級	旧検定の常駐警備 1 級又は 2 級に合格した者
交通誘導警備業務 1 級	旧検定の交通誘導警備 1 級に合格した者
交通誘導警備業務 2 級	旧検定の交通誘導警備 1 級又は 2 級に合格した者
核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級	旧検定の核燃料物質等運搬警備 1 級に合格した者
核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級	旧検定の核燃料物質等運搬警備 1 級又は 2 級に合格した者
貴重品運搬警備業務 1 級	旧検定の貴重品運搬警備 1 級に合格した者
貴重品運搬警備業務 2 級	旧検定の貴重品運搬警備 1 級又は 2 級に合格した者

ただし、規則附則第 7 条第 2 項の規定により、次のいずれかに該当する者を除きます。

ア 規則の施行の日（平成 17 年 11 月 21 日。以下同じ。）において現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上である者

イ 規則の施行の日において現に旧検定に係る警備業務についての指定講習（旧検定規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習をいいます。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上である者（アに掲げる者を除きます。）

3 検定合格者審査の試験内容

学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった場合には、実技試験を実施しません。）

4 検定合格者審査の申請手続等

(1) 審査申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(2) 審査申請の受付期間

平成 29 年 10 月 3 日（火）から同月 6 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

なお、受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 審査申請の受付場所

ア 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

ウ 三重県公安委員会において旧検定規則第 8 条の合格証（以下「旧合格証」といいます。）の交付を受けた者にあつては、三重県内の警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 審査申請書（規則附則第 10 条第 1 項に規定する別記様式）1 通

イ 写真（申請書提出の前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1 枚

ウ 旧合格証の写し

エ 三重県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

なお、三重県公安委員会において旧合格証の交付を受けた者で、旧合格証を申請した警察署と同一の警察署に申請する場合は、エの書面を添付する必要はありません。

(5) 申請手数料

申請手数料（4,700 円）を三重県収入証紙により、審査申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の申請手数料は、還付しません。

5 その他

(1) 審査に際しては、筆記用具及び旧合格証を持参してください。

(2) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 29 年 9 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 星の郷	松阪市星合町 513-4	松阪市星合町字林崎 1500-1 ほか 2 筆
高瀬 和美	松阪市小野江町 1133	松阪市星合町字野末 2390
株式会社 小林農産	多気郡明和町金剛坂 690	伊勢市中須町来呂路 1583
仲井 照清	南牟婁郡御浜町下市木 4495	南牟婁郡御浜町志原新造平 981 ほか 3 筆
崎地 諒	南牟婁郡御浜町志原 1961-1	南牟婁郡御浜町志原コマヅメ 2536 ほか 13 筆
東條 正一	南牟婁郡紀宝町鶴殿 1545-20	南牟婁郡御浜町阿田和平安山 3390
濱口 芳彦	南牟婁郡紀宝町鶴殿 1992-37	南牟婁郡御浜町上市木大平 1591 ほか 2 筆
鈴木 翔	熊本市金山町 381-3	南牟婁郡御浜町上市木越ノ谷 3645 ほか 1 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

平成 29 年 9 月 22 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 9 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間
平成 29 年 9 月 27 日から同年 12 月 25 日まで
- 3 作業地域
四日市市内山町、同市高花平 1 丁目、同市小山町、同市山田町、同市河原田町、同市和無田町、同市鹿間町、同市堂ヶ山町、同市六名町、同市水沢町及び同市西山町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、桑名市長から通知がありました。

平成 29 年 9 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（デジタル航空カメラ撮影、同時調整計算及びデジタルオルソ作成）
- 2 作業期間
平成 29 年 8 月 30 日から平成 30 年 3 月 27 日まで
- 3 作業地域
桑名市

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、鈴鹿市長から通知がありました。

平成 29 年 9 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成 29 年 9 月 20 日から同年 11 月 10 日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市平田一丁目

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
